

天理市上下水道局管理規程第1号

天理市上下水道局決裁規程(平成13年3月天理市水道ガス局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月22日

天理市上下水道事業の管理者

天理市長 並 河 健

別表第1第12号中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

別表第2第10号中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。